

介護分野における特定技能協議会 事務局報告

1. 令和7年度外国人介護人材受入・定着支援等事業のご報告

- (1) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務
- (2) 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問
- (3) 特定技能・技能実習訪問系サービス 適合確認及び巡回訪問
- (4) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務 -情報発信の強化
- (5) 相談支援の実施
- (6) 外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援
- (7) オンライン説明会及び海外現地説明会の実施
- (8) 外国人介護人材帰国者支援ネットワーク構築交流会
- (9) 情報発信 (WEBやSNSを含む)
 - ① 送り出し国や介護の就労希望者等に対する日本の介護の発信
 - ② 広報媒体等を利用した介護の就労希望者等に対する情報発信

2. ご連絡事項等

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(1) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務

① 入会状況

介護分野における特定技能協議会事務局業務として、受入機関の協議会入会申請及び変更申請内容の確認及び、入会証明書(厚生労働省発行)の受入機関への送付等を実施。

◆ 介護分野における特定技能協議会 入会状況(令和8年2月28日現在)

	累計数	前回の運営委員会で報告した数値との比較
入会済受入機関数	11,349機関	+ 2,944機関
登録済受入事業所数	27,461事業所	+ 10,406事業所
登録済特定技能外国人数	34,946人	+ 14,091人

※参考：昨年度末時点での介護分野における特定技能協議会 入会数(令和7年3月31日時点)

入会済受入機関数	8,847機関
登録済受入事業所数	18,768事業所
登録済特定技能外国人数	21,945人

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

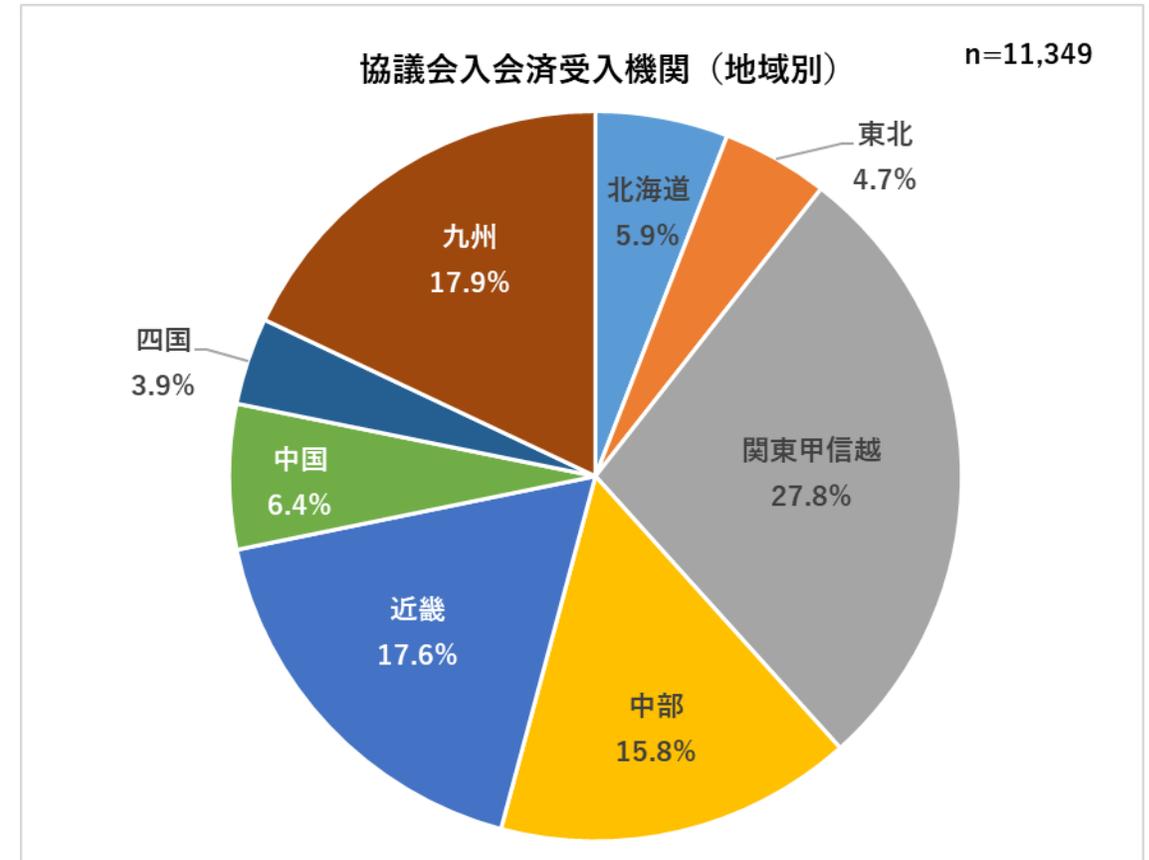
(1) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務

① 入会状況

◆ 介護分野における協議会 入会済受入機関数 地域別内訳(令和8年2月28日現在)

地域	受入機関数	割合
北海道	665	5.9%
東北	534	4.7%
関東甲信越	3,154	27.8%
中部	1,793	15.8%
近畿	1,999	17.6%
中国	729	6.4%
四国	438	3.9%
九州	2,037	17.9%
合計	11,349	100.0%

※地域は地方入管の管轄区域で区分
 ※入会済受入機関の法人本部所在地で調査



(出典) 特定技能協議会加入一覧より抽出(令和8年2月28日時点)

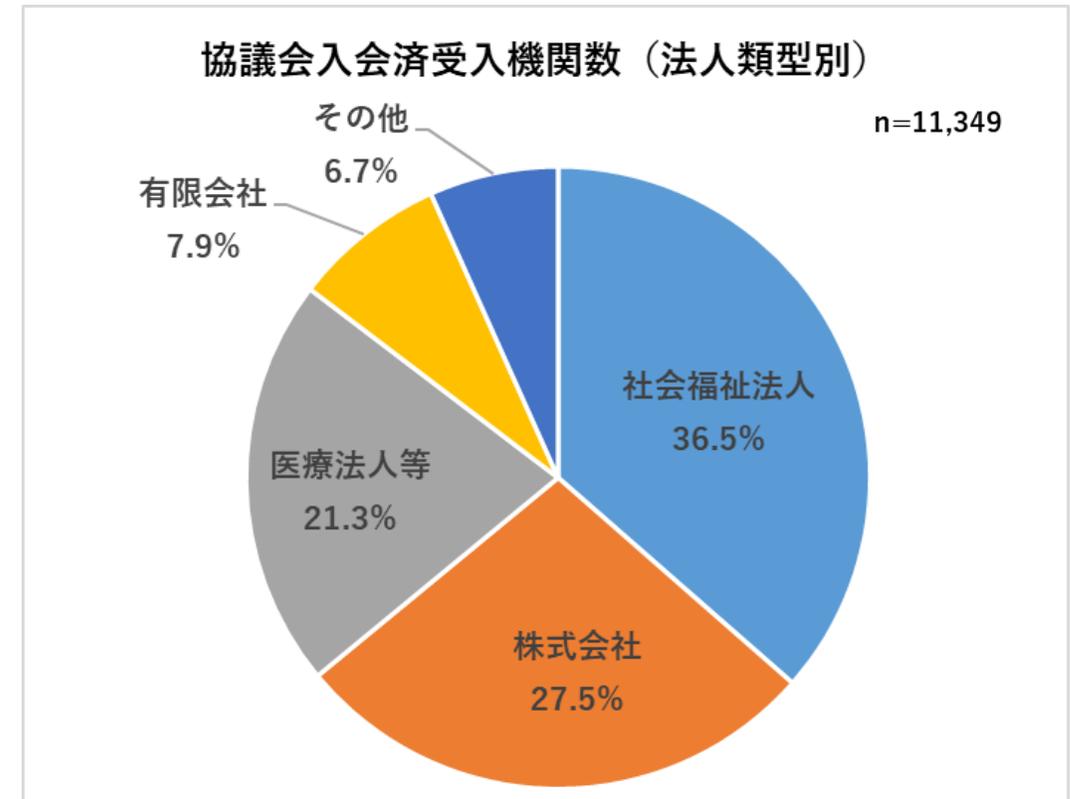
1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(1) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務

① 入会状況

◆ 介護分野における協議会 入会済受入機関数 法人類型別内訳(令和8年2月28日現在)

法人類型	受入機関数	割合
社会福祉法人	4,139	36.5%
株式会社	3,126	27.5%
医療法人等	2,423	21.3%
有限会社	902	7.9%
その他	759	6.7%
合計	11,349	100.0%



(出典) 特定技能協議会加入一覧より抽出(令和8年2月28日時点)

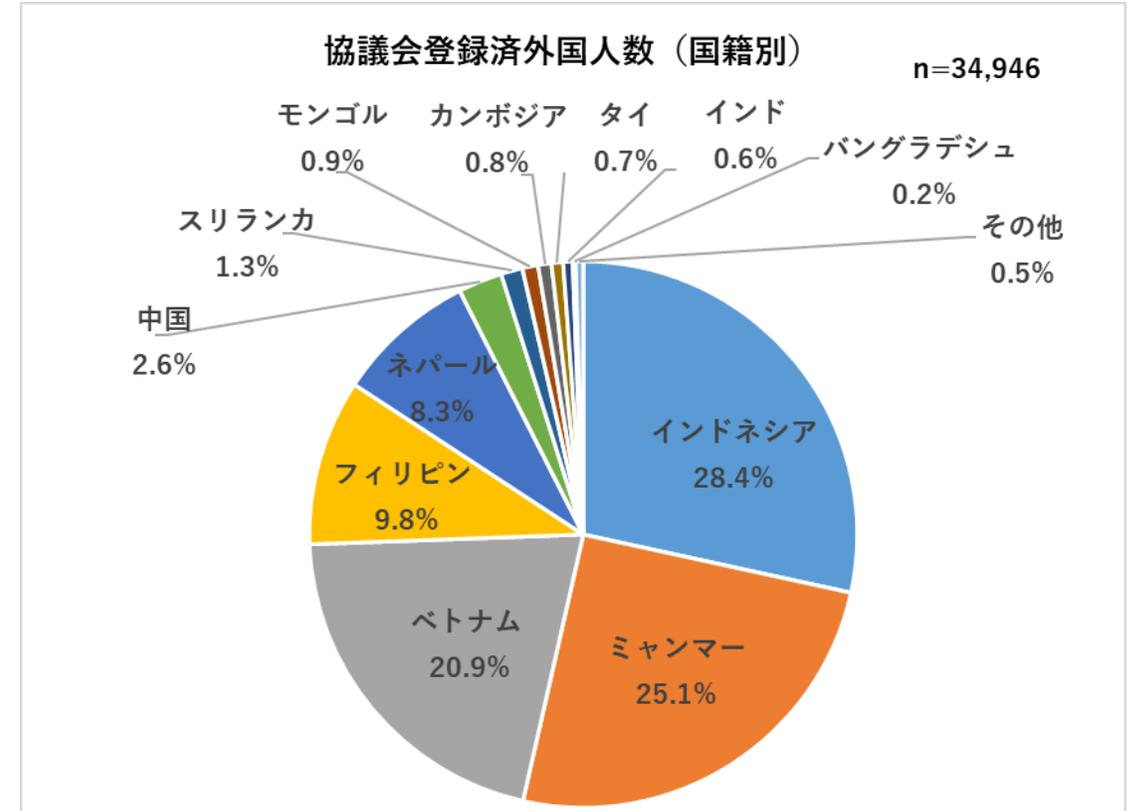
1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(1) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務

①入会状況

◆介護分野における特定技能協議会 登録済外国人数 国籍別内訳(令和8年2月28日現在)

国籍	外国人数	割合
インドネシア	9,931	28.4%
ミャンマー	8,778	25.1%
ベトナム	7,301	20.9%
フィリピン	3,432	9.8%
ネパール	2,899	8.3%
中国	909	2.6%
スリランカ	446	1.3%
モンゴル	325	0.9%
カンボジア	274	0.8%
タイ	240	0.7%
インド	196	0.6%
バングラデシュ	57	0.2%
その他	158	0.5%
合計	34,946	100.0%



<その他の内訳> ※括弧内は人数

韓国(27)、台湾(25)、ラオス(19)、ウズベキスタン(17)、ブータン(15)、キルギス(10)、ロシア(6)、ブラジル(5)、マレーシア(5)、米国(3)、ペルー(3)、イタリア(2)、スペイン(2)、ドイツ(2)、メキシコ(2)、ルーマニア(2)、ナイジェリア(2)、コロンビア(2)

(以下の国は、各国1名) フランス、パキスタン、ガーナ、モロッコ、ポーランド、チリ、ケニア、グアテマラ、エジプト

(出典)特定技能協議会加入一覧より抽出(令和8年2月28日時点)

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(2) 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

特定技能外国人の雇用に関する状況、介護サービスの提供状況や受入機関における支援状況等について情報を収集すること等を目的とし、特定技能協議会に加入した受入機関の事業所を対象とした巡回訪問を実施した。

◆実施方針

- ・実施期間： 令和7年6月26日から令和8年2月17日まで
- ・対象： 令和6年4月1日以降に特定技能協議会へ加入した受入機関・受入事業所等
- ・実施方法： 直接訪問・遠隔(オンライン)形式・書面(質問票)提出形式のいずれかで実施。

◆巡回訪問件数(令和7年4月23日から令和8年2月28日現在)

直接訪問			遠隔式(オンライン)			書面提出			合計		
受入機関	事業所	外国人	受入機関	事業所	外国人	受入機関	事業所	外国人	受入機関	事業所	外国人
219	234	413	253	267	474	433	446	920	905	947	1,807

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(3) 訪問系サービス 適合確認及び巡回訪問について

特定技能外国人および技能実習生が一定の条件下で訪問系サービスへの従事が可能となったことを受け、特定技能外国人・技能実習生を訪問系サービスに従事させるにあたって遵守すべき事項等に関する書類の確認および適合確認書の発行を行った。

◆適合確認書発行件数(令和7年4月21日～令和8年2月28日まで)(単位:件)

特定技能外国人

適合確認書発行件数		
受入機関	事業所	外国人
300	441	964

技能実習生

適合確認書発行件数		
法人	事業所	外国人
8	10	17

令和7年8月25日までに適合確認書を発行した特定技能外国人・技能実習生及びその受入事業所を対象に巡回訪問を実施し、遵守事項の履行体制及び履行状況等の確認を行った。

◆巡回訪問実施件数(令和7年9月1日～令和8年3月6日まで)(単位:件)

特定技能外国人

訪問系サービス巡回訪問件数		
受入機関	事業所	外国人
69	96	197

技能実習生

訪問系サービス巡回訪問件数		
法人	事業所	外国人
1	1	2

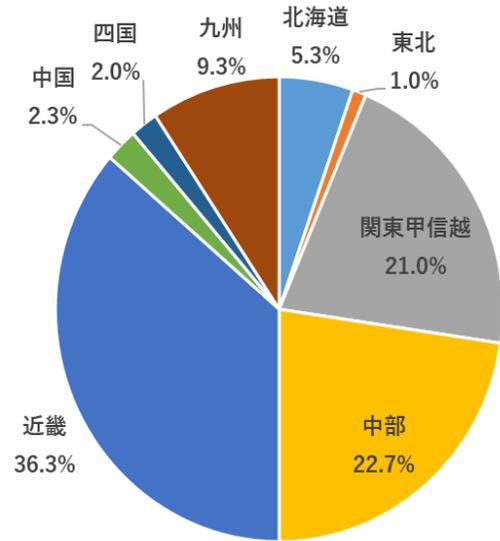
1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(3) 訪問系サービス 適合確認及び巡回訪問について

◆受入機関／実習実施者 地域別内訳(令和8年2月28日現在)

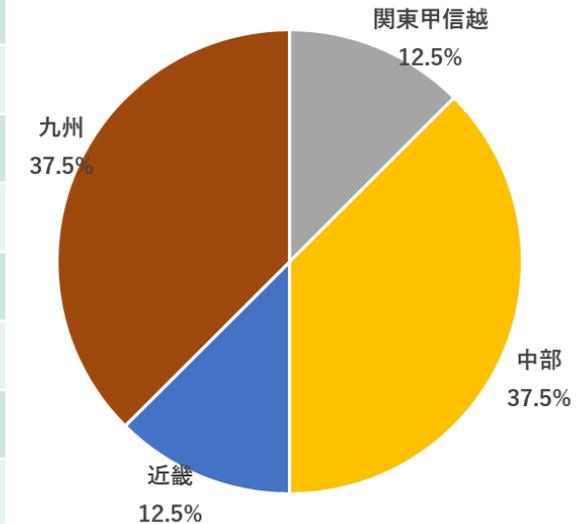
特定技能外国人

地域	受入機関数	割合
北海道	16	5.3%
東北	3	1.0%
関東甲信越	63	21.0%
中部	68	22.7%
近畿	109	36.3%
中国	7	2.3%
四国	6	2.0%
九州	28	9.3%
合計	300	100.0%



技能実習生

地域	法人数	割合
北海道	0	0.0%
東北	0	0.0%
関東甲信越	1	12.5%
中部	3	37.5%
近畿	1	12.5%
中国	0	0.0%
四国	0	0.0%
九州	3	37.5%
合計	8	100.0%



※地域は地方入管の管轄区域で区分
 ※受入法人の法人本部所在地で調査

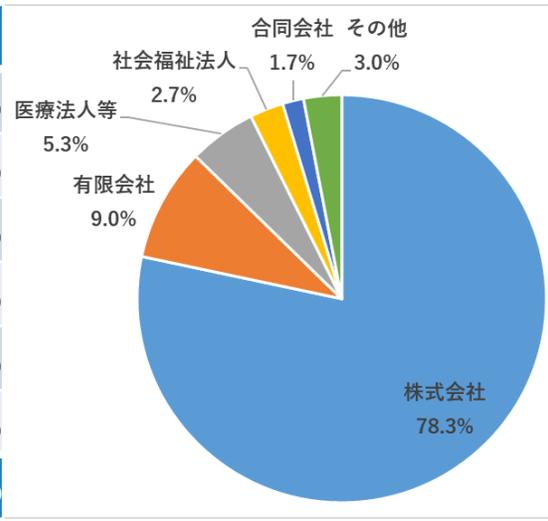
1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(3) 訪問系サービス 適合確認及び巡回訪問について

◆受入機関／実習実施者 法人類型別(令和8年2月28日現在)

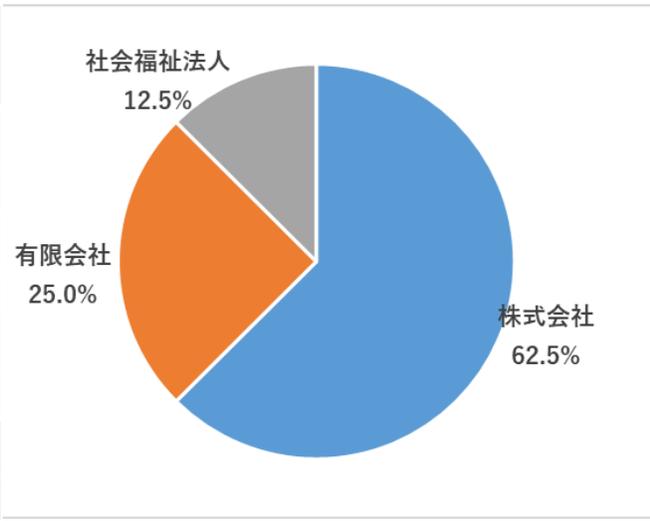
特定技能外国人

法人類型	受入機関数	割合
株式会社	235	78.3%
有限会社	27	9.0%
医療法人等	16	5.3%
社会福祉法人	8	2.7%
合同会社	4	1.7%
その他	9	3.0%
合計	300	100.0%



技能実習生

法人類型	法人数	割合
株式会社	5	62.5%
有限会社	2	25.0%
社会福祉法人	1	12.5%
合計	8	100.0%



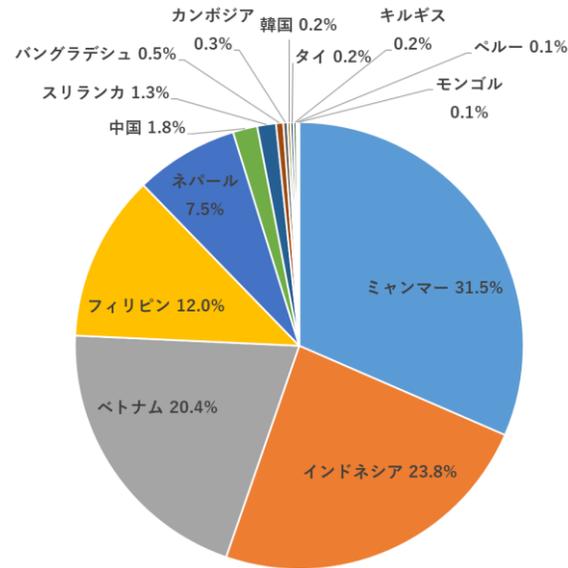
1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(3) 訪問系サービス 適合確認及び巡回訪問について

◆外国人の国籍別内訳(令和8年2月28日現在)

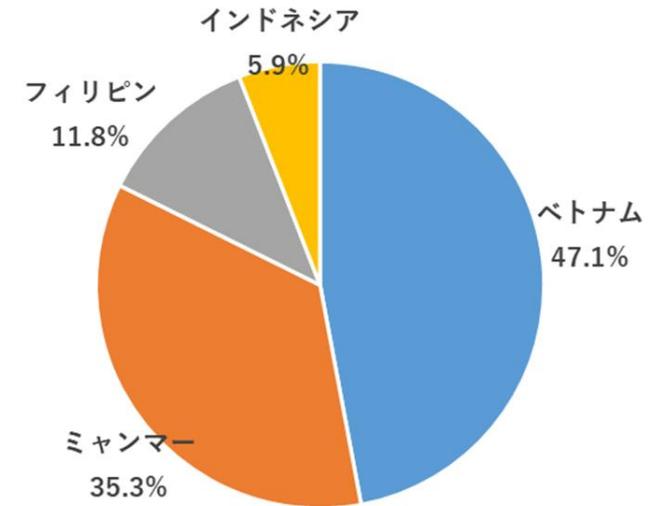
特定技能外国人

国籍	外国人数	割合
ミャンマー	304	31.5%
インドネシア	229	23.7%
ベトナム	197	20.4%
フィリピン	116	12.0%
ネパール	72	7.5%
中国	17	1.8%
スリランカ	13	1.3%
バングラデシュ	5	0.5%
カンボジア	3	0.3%
韓国	2	0.2%
タイ	2	0.2%
キルギス	2	0.2%
ペルー	1	0.1%
モンゴル	1	0.1%
合計	964	100.0%



技能実習生

国籍	外国人数	割合
ベトナム	8	47.1%
ミャンマー	6	35.3%
フィリピン	2	11.8%
インドネシア	1	5.9%
合計	17	100.0%

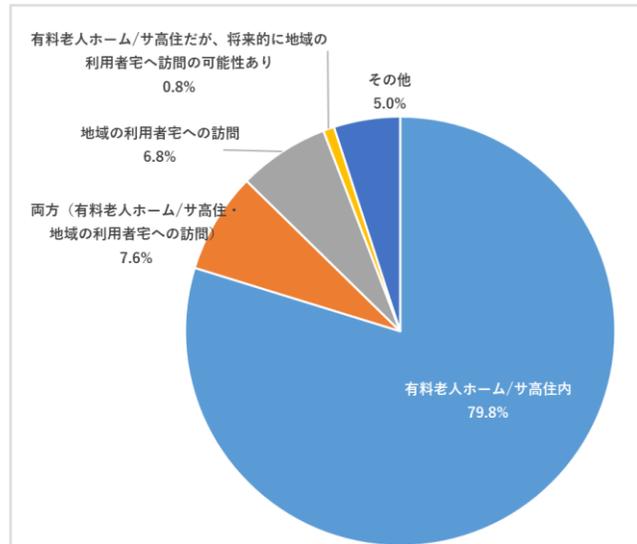


1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(3) 訪問系サービス 適合確認及び巡回訪問について

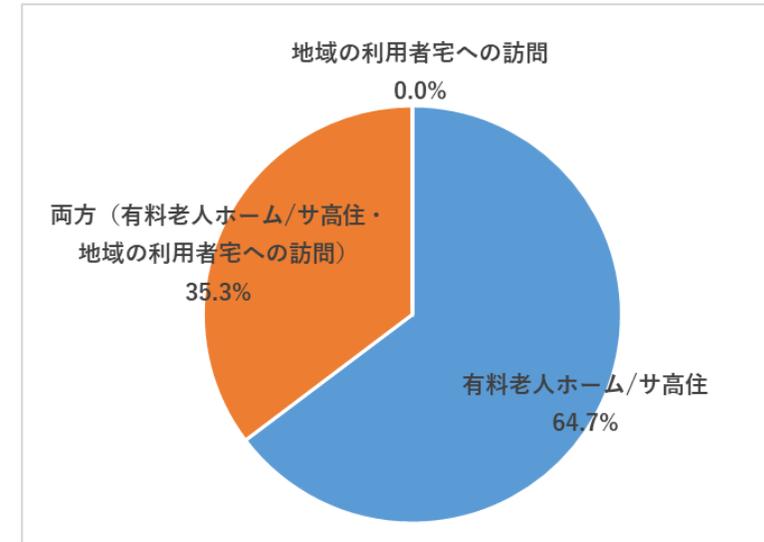
◆外国人の訪問先形態別内訳(令和8年2月28日現在) ※適合確認申請時に受入事業所から提出された情報を元に作成

特定技能外国人



訪問先形態	外国人数	割合
有料老人ホーム/サ高住内	769	79.8%
両方 (有料老人ホーム/サ高住・地域の利用者宅への訪問)	73	7.6%
地域の利用者宅への訪問	66	6.8%
有料老人ホーム/サ高住だが、 将来的に地域の利用者宅へ訪問の可能性あり	8	0.8%
その他	48	5.0%
合計	964	100.0%

技能実習生



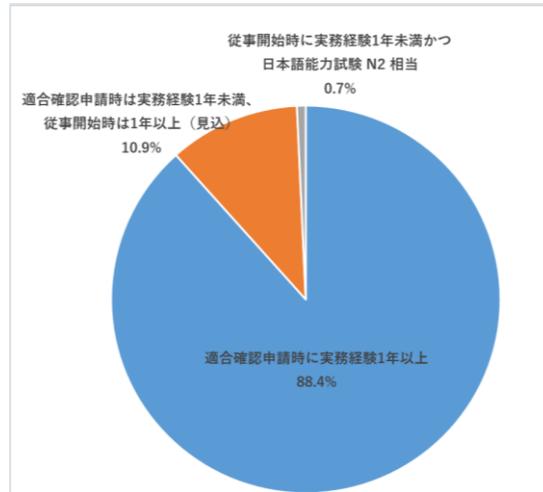
訪問先形態	外国人数	割合
有料老人ホーム/サ高住	11	64.7%
両方 (有料老人ホーム/サ高住・地域の利用者宅への訪問)	6	35.3%
地域の利用者宅への訪問	0	0.0%
合計	17	100.0%

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(3) 訪問系サービス 適合確認及び巡回訪問について

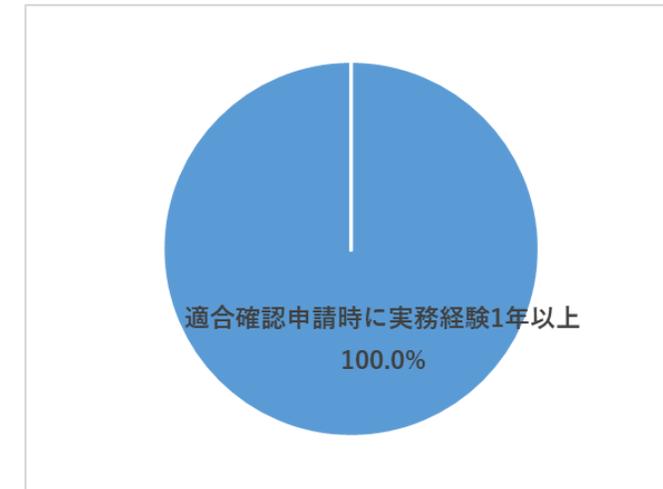
◆外国人の実務経験別内訳(令和8年2月28日現在) ※適合確認申請時に受入事業所から提出された情報を元に作成

特定技能外国人



外国人の実務経験等	外国人数	割合
適合確認申請時に実務経験1年以上	852	88.4%
適合確認申請時は実務経験1年未満、 従事開始時は1年以上(見込)	105	10.9%
従事開始時に実務経験1年未満かつ 日本語能力試験 N2 相当	7	0.7%
合計	964	100.0%

技能実習生



外国人の実務経験等	外国人数	割合
適合確認申請時に実務経験1年以上	17	100.0%
適合確認申請時は実務経験1年未満、 従事開始時は1年以上(見込)	0	0.0%
従事開始時に実務経験1年未満かつ 日本語能力試験 N2 相当	0	0.0%
合計	17	100.0%

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務 - 情報発信の強化

【メールマガジン】

介護分野における特定技能協議会運営委員及び構成員(受入機関)に対し、2か月毎にメールマガジンを配信した。配信内容は、協議会入会済受入機関数等の推移、受入れ事例紹介、関連情報の提供等とした。

令和7年度は、訪問系サービスへの従事が認められたことや、第38回介護福祉士国家試験よりパート合格(合格パートの受験免除)が導入されたことなど、制度変更に関する情報も取り上げた。

◆令和7年度の配信対象状況

発行数	配信日	配信対象受入機関数
第17号	令和7年5月31日	9,530
第18号	7月31日	9,577
第19号	9月30日	10,307
第20号	11月30日	10,720
第21号	令和8年1月31日	11,127
第22号	3月31日(予定)	—

※上記配信対象数には、運営委員(業界団体)への配信数は含まれない。

(例) 第17号(令和7年5月末発行)より抜粋

◎【重要】特定技能外国人の訪問系サービスへの従事について

※下記の一部は、第16号(令和7年3月末発行)でお知らせした内容の再掲を含みます。

◆検討の経過◆

訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、厚生労働省の「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」での議論の結果、中間まとめ(令和6年6月公表)では、一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされました。

その後、令和7年2月17日には「特定技能制度及び育成就業制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等でも、一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされました。

◆改正の概要◆

令和7年4月21日付で告示が改正され、介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等(※)を有する特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事が認められるようになりました。

その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、①～⑤の事項を遵守することが必要です。

※介護事業所等での実務経験が1年以上あることが原則となります。

※①～⑤の事項を適切に履行できる体制・計画等を有することについては、事前に巡回訪問等実施機関(国際厚生事業団)に必要な書類を提出いただくこととされています。

- ① 特定技能外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 特定技能外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務 - 情報発信の強化

【事例紹介】

特定技能外国人の受入れ好事例を紹介するため、受入機関の協力を得て、受入れ準備・業務支援・生活支援・学習支援等をテーマとした記事や動画を作成・公開した。

神奈川県

認知症病院のケース



青森県

特別養護老人ホーム
のケース



福岡県

特別養護老人ホーム
のケース



兵庫県

特別養護老人ホーム
のケース



滋賀県

特別養護老人ホーム
のケース



宮崎県

グループホームのケース



兵庫県

特別養護老人ホーム
のケース



京都府

特別養護老人ホーム
のケース



茨城県

小規模多機能型居宅
介護サービスのケース



福岡県

障害者支援施設のケース



徳島県

特別養護老人ホーム
のケース



愛知県

グループホーム（共同生活援助）のケース
令和7年度 実施



1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) 特定技能協議会の開催に係る事務局業務 - 情報発信の強化

【構成員一覧】

介護分野の協議会構成員間の情報共有促進のため、介護分野における特定技能へ入会した構成員(受入機関)のうち、公開に同意した構成員(受入機関)の情報を、厚生労働省ホームページ上の構成員一覧(名簿)に掲載した。

◆介護分野における特定技能協議会 構成員一覧における公開受入機関数の推移

更新日	公開機関数	入会済 受入機関数	公開割合	非公開内訳	
				非公開	未回答
令和7年4月24日	6,674	9,038	73,8%	2,306	58
5月26日	6,879	9,282	74,1%	2,351	52
6月23日	7,076	9,543	74,1%	2,420	47
7月24日	7,285	9,815	74,2%	2,486	44
8月25日	7,493	10,064	74,5%	2,529	42
9月25日	7,668	10,308	74,4%	2,599	41
10月27日	7,795	10,481	74,4%	2,647	39
11月21日	7,916	10,633	74,4%	2,681	36
12月23日	8,091	10,869	74,4%	2,743	35
令和8年1月26日	8,255	11,075	74,5%	2,785	35
2月25日	8,430	11,296	74,6%	2,832	34

協議会の目的

協議会では、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、

- ・ 在留資格「特定技能」の趣旨や優良事例の全国的な周知
- ・ 地域別の人手不足の状況の把握・分析

等を行うこととしています。

▶ PDF [地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組事例 \[683KB\]](#) 

その他

○  [介護分野における特定技能協議会 構成員一覧 \(令和8年2月24日現在\) \[209KB\]](#) 

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(5) 相談支援の実施

① 相談サポート業務

集計データ: 令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

電話・メール及びホームページ上のお問い合わせフォームからの相談への対応を行った。(年間計10,172件)

◆ 相談内容別件数

相談内容	件数
特定技能協議会	7,657
在留資格・管理・受入制度	2,182
学習	106
労働	29
税金・社会保険	7
生活	10
その他	33
JICWELS事業	148
合計	10,172

◆ 国籍・地域別相談件数(国籍不明者7件を除く)

国名	件数	国名	件数
フィリピン	39	パキスタン	3
中華人民共和国(中国)	35	韓国	3
インドネシア	34	インド	3
ベトナム	17	カンボジア	2
ネパール	14	台湾	2
バングラデシュ	10	モンゴル	2
ミャンマー	6	アメリカ合衆国	1
スリランカ	4	タイ	1
ナイジェリア	4	ソマリア	1
外国人合計(国籍不明者7件を除く)			188

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(6) 外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援

外国人介護人材の定着を図るため、自治体等が主催する外国人介護人材向けの交流会において、企画、広報、運営等の交流会開催支援業務を実施した。交流会では当事業団職員が司会・進行を行った。

□福岡市交流会(集合形式)

主催：一般社団法人福岡市老人福祉施設協議会、福岡市

実施日時：令和7年10月24日14:00～16:30

参加対象：市内で就労している外国人介護職員

参加人数：外国人職員22名



□三鷹市・調布市交流会(集合形式)

主催：三鷹市福祉LABO どんぐり山

実施日時：令和8年3月10日 14:00～16:00

参加対象：三鷹市・調布市で就労している

外国人介護職員

参加人数：外国人職員6名



1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(7) オンライン説明会及び海外現地説明会の実施

送り出し国や介護の就労希望者等に対する日本の介護の発信

日本の介護に関する説明会の開催

- ◆目的： 介護分野における特定技能外国人の送り出し国において、日本の介護に関する情報等を広く発信し、日本の介護現場での就労を希望する外国人材の確保に繋げる。
- ◆内容： インド北東部(ミゾラム州アイザウル、メガラヤ州シロン)において現地説明会を開催。
日本や日本の介護の考え方、業務内容、特定技能制度、日本での生活、日本語学習について説明。
実際に日本の介護施設で働くインド北東部出身のアンバサダーを事前取材し、動画で紹介。

日時 開催場所	令和7年 9月11日(木)2会場 9月12日(金)	アイザウル
	9月15日(月) 9月16日(火)	シロン
実施回数	5回	
参加数	685名	



▲シロン



▲アイザウル

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(8) 外国人介護人材帰国者支援ネットワーク構築交流会

帰国後の外国人介護人材に係るネットワークの構築

日本において介護・医療の就労経験がある帰国者の交流会

- ◆目的: 帰国後の外国人介護人材に係るネットワークの構築を後押しし、外国人介護人材の帰国後に係るキャリアを可視化することで、海外からの外国人介護人材のさらなる確保に繋げる。
- ◆対象: 日本で介護等の就労経験がある帰国者(在留資格は問わない)
- ◆方法: ベトナム(ハノイ)、フィリピン(マニラ)、インドネシア(バンドン)の3か国における現地での会場開催。帰国者によるキャリア発表やプレゼンテーション、歓談、ゲームなど、2時間程度で様々なプログラムを実施。



▲ベトナム
参加者: 39名



▲フィリピン
参加者: 28名

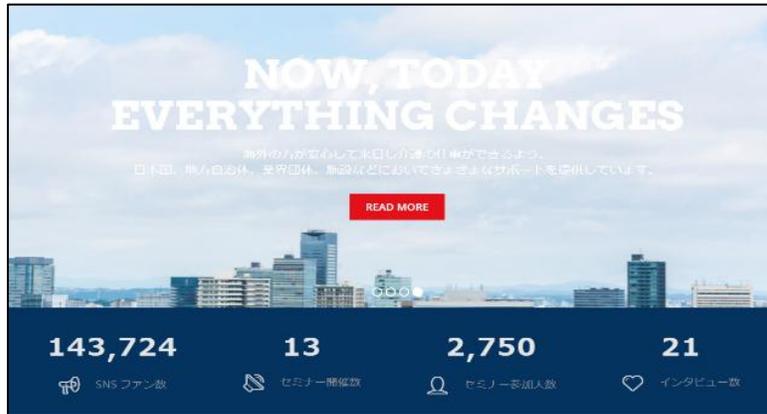


▲インドネシア
参加者: 22名

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業 (9) 情報発信 (WEBやSNSを含む)

WEB/SNSを利用した外国人材に対する情報発信

◆「Japan Care Worker Guide」の運営 <https://japancwg.com/>



海外の日本語学校・福祉等を学ぶ学生等を対象とした外国人向けオンラインセミナーなどのイベント情報や映像等を掲載 ▶



外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載 ▼



各国出身の外国人や日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載 ▼



パート合格制度の導入・訪問系サービスへの従事解禁等、新しいトピックの解説記事も掲載 ▼



・合計11か言語に対応。
(英語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、ヒンディー語、日本語)

・日本の魅力や介護の仕事に関するコンテンツに加え、各国出身の外国人介護人材へのインタビュー記事を提供。令和7年度は、訪問系サービス解禁や介護福祉士国家試験パート合格制度についての記事等を追加。また、日本語の学習方法に関する記事を拡充。

・SNSファンは約14万人。

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業 (9) 情報発信 (WEBやSNSを含む)

WEB/SNSを利用した外国人材に対する情報発信

○WEBページ

The screenshot shows the JICWELS website interface. At the top, there's a navigation menu with options like 'Home', 'Free Consultation', 'Foreigner', 'Promotion of Kaigo', and 'Promotion of Kaigo'. Below the menu, there's a main content area with a large image of people in traditional Japanese attire. Text on the page includes '海外PR / Promotion of Kaigo' and 'JICWELSは、厚生労働省から委託を受け、海外に向けて日本の「介護 (Kaigo)」の情報を発信しています。' (JICWELS is commissioned by the Ministry of Health, Labour and Welfare to disseminate information about Japanese 'care (Kaigo)' overseas.)

○PR動画 (YouTubeにて配信中)

This block contains several video thumbnails. One features a sunset over a traditional Japanese building with the text 'Pursue a Career as a Care worker in Japan Online Seminar 22 November 2023'. Another shows a cherry blossom path with 'Nursing care in Japan 2024'. A third shows a city at night with Bengali text 'জাপানে বিস্তৃত হচ্ছে ভবিষ্য সুসংগঠিত গড় পোষাকের পেশা'. A fourth shows a woman in a white lab coat with 'since 2017'. A fifth shows a woman in a white lab coat with a child. A sixth shows a woman in a white lab coat with a child. A seventh shows a woman in a white lab coat with a child.

○ショート動画

This block contains several short video thumbnails. One shows two men in a meeting with the text '外国人職員にインタビューをしました'. Another shows a woman in a white lab coat with a child. A third shows a woman in a white lab coat with a child. A fourth shows a woman in a white lab coat with a child. A fifth shows a woman in a white lab coat with a child. A sixth shows a woman in a white lab coat with a child. A seventh shows a woman in a white lab coat with a child.

This block shows screenshots of social media profiles for JICWELS. The Facebook profile shows '外国人介護人材相談サービス Jicwels Free consultation services for foreign care workers'. The Instagram profile shows '外国人介護人材相談サービス Jicwels Free consultation services for foreign care workers'. The YouTube profile shows '外国人介護人材相談サービス Jicwels Free consultation services for foreign care workers'. Below the screenshots are icons for Facebook, Instagram, YouTube, and LINE.

2. ご連絡事項等

(1) 介護分野の特定技能協議会事務局からのお願い

介護分野における特定技能制度の適正かつ円滑な運用に向けて、各団体におかれましては、下記の事項について会員法人への周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

①入会証明書について

特定技能外国人の在留諸申請には、介護分野特定技能協議会の入会証明書が必要です。

また、当該入会証明書に記載された事業所以外では在留許可が下りませんので、ご注意ください。

②訪問系サービス従事のための適合確認書について

適合確認書が発行されていない事業所においては、OJTを含む訪問系サービスの提供を行うことができません。

特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる前に、必ず適合確認書の取得状況をご確認ください。

③巡回訪問について

協議会事務局が実施する特定技能外国人および受入事業所への巡回訪問に、ご協力いただきますようお願いいたします。

特に、訪問系サービスの受入機関については、巡回訪問への対応が必須となっております。

(2) 協議会申請システムの改修に伴うシステム一時停止について

特定技能外国人が訪問系サービスへ従事可能となったことに伴い、必要な手続きのシステム化を進めるため、現在『協議会申請システム』の改修を行っております。本改修に伴い、令和8年4月下旬から5月中旬にかけて当該システムの運用を一時停止する予定です。

当事業団ホームページおよびシステム画面等において構成員への周知を行っているところですが、各運営委員の皆様におかれましても、周知へのご協力をいただきますようお願い申し上げます。

※技能実習生の訪問系サービスに係る適合確認申請については、引き続きシステムではなく申請フォームからご申請いただく予定です。

協議会申請システム改修に伴う運用停止のお知らせ

○運用停止期間

※確定した日程を含めた詳細は、国際厚生事業団ホームページでご案内いたします。

2026年4月下旬

2026年5月中旬

○主な改修イメージ

現行

(協議会申請システム)
入会証明書に係る申請

(Webフォーム)
訪問系適合確認申請

改修後

(協議会申請システム)
入会証明書に係る申請
訪問系適合確認申請

※現行では、訪問系適合確認申請はWebフォームで行う必要がありましたが、
訪問系の適合確認申請が協議会申請システム上で一元的に可能となります。

【注意事項】

- ①協議会申請システム運用停止期間中は、協議会申請システムへログインできず、各種手続きの受付ができません。
- ②運用停止時点で事務局における確認が完了していない協議会申請システム上の申請は、状態を「申請中」から「差戻」へ変更いたします。
- ③訪問系サービスの適合確認申請書をクラウド上にアップロードいただいた受入機関（既に適合確認書が発行されている場合も含む）には、運用再開後に改めて協議会申請システムに適合確認申請書をアップロードいただく必要があります。

上記詳細を含めた注意事項は、国際厚生事業団ホームページをご参照ください。

◆国際厚生事業団ホームページ：<https://jicwels.or.jp/fcw/?p=21128>